

人権啓発、平和又は男女共同参画の推進を目的とする事業に対する後援の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が行う人権啓発、平和又は男女共同参画の推進を目的とした事業（以下「事業」という。）に対して、本市が後援の求めに応じることに必要事項を定めるものとする。

(後援の内容)

第2条 本市が行う後援の内容は、次に掲げるもののうち、市長が事業の内容に応じて必要があると認めるものとする。

- (1) 後援者として宝塚市の名義を使用すること。
- (2) 広報たからづかに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切であると認める事項。

(後援の要件)

第3条 本市が後援を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広く市民を対象としていること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 公共性が高いこと。
- (4) 公序良俗に反していないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動が加わっていないこと。

(申請手続)

第4条 本市の後援を受けようとする者は、後援名義承認申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記入し、後援事業収支予算書（様式第2号）を添えて、原則として、事業の開催日の2か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の主催者名
- (3) 事業の実施日時
- (4) 事業の実施場所
- (5) 事業の参加対象者
- (6) 事業の目的及び内容
- (7) 事業に伴う費用徴収の有無
- (8) 他の団体、機関等の後援、協賛等の予定
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(後援の決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、後援の可否を決定し、後援を決定した場合は、申請者に後援承認書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、後援の決定に際し、条件を付することができる。

(内容の変更及び決定の取消し)

第6条 後援を受けた者は、後援の決定後において、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出て、申請内容変更の承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、又は決定に際し付した条件に反する事項があったときは、後援の決定を取り消すことができる。

(事業報告書等の提出)

第7条 後援を受けた者は、当該事業終了後速やかに後援事業報告書(様式第4号)及び後援事業収支決算書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(男女共同参画に関する自己啓発活動の事業に対する後援の取扱いの廃止)

2 男女共同参画に関する自己啓発活動の事業に対する後援の取扱いは、廃止する。